

企業庁工業用水道事業について

平成 21 年 11 月 19 日
企 業 庁

1 工業用水道事業の概要

本県の工業用水道事業は、東京湾臨海部の埋立による土地造成事業と特に密接な関係があり、埋立地や内陸工業団地へ進出する企業の産業インフラとして、また、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下を抑制することを目的として給水区域別に順次施設の整備を図り、昭和 39 年に最初の給水を開始している。

平成 5 年には基幹的施設が概ね完成し、現在は 7 地区で工業用水を供給し施設の維持管理を主として行っている。

2 工業用水道事業の現状（平成 21 年 10 月現在）

給水区域：7 地区（13 市 2 町）

給水能力：115 万 m³/日 全国 5 位の事業規模（事業体単位）

契約水量：110 万 m³/日

契約企業数：243 社（延べ 282 社）

平均使用水量：80 万 m³/日（平成 20 年度）

料金：17.5 円/m³～53 円/m³

（上記のほか 2 地区で、別途、経営負担金を収納）

受水企業：石油、石油化学、鉄鋼、電機、食品など

工水の用途：冷却・温調用水(90%)、製品処理・洗浄用水、ボイラ-用水など

なお、平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」に基づき、2 課、3 事務所、141 人で事業を実施している。

3 工業用水道事業の課題

工業用水の需要が伸び悩んでいることから未売水があり、その解消を図る必要がある。

水源や建設時期の違いから地区ごとに大きな料金格差が生じていること。

老朽化対策や耐震性向上などのための施設更新、熟練職員の大量退職や危機管理への対応が必要であること。

(参考)工業用水道の地区別状況

(平成21年10月1日現在)

地区名	給水区域	給水能力 m ³ /日	契約企業数 社	契約水量 m ³ /日	料 金 円/m ³	給水開始 年月	水 源 m ³ /秒	主 な 施 設
東 葛・ 葛 南	市川市,船橋市, 松戸市及び習志 野市の区域並び に千葉市の一部 の区域	127,200	114	110,572	41.0 (41.0) 経営 負担金	<葛南> S 45.10 一部 46. 4 全部 <東葛> S 56.10 一部 H 7. 4 全部 16. 4 統合	北千葉導水路及び 三郷放水路 0.59 利根川河口堰 0.60 霞ヶ浦導水 0.40	江戸川の表流水 を取り入れ,南八 幡浄水場で処理 のうえ給水する。
千 葉	千葉市,市原市及 び袖ヶ浦市の地 先の海面に造成 された土地の区 域	121,200 (125,000)	24	121,200	23.0	S 46. 4 全部	利根川河口堰 0.64 湯西川ダム 0.19 ハッ場ダム 0.47 印 旛 沼 0.21 (未 定 0.05)	印旛沼の表流水 を取り入れ,印旛 沼浄水場で処理 のうえ給水する。
五井市原	市原市のうち八 幡海岸通及び五 井海岸通の区域	120,000	18	120,000	19.5	S 39. 4 一部 40. 1 全部	山倉ダム 1.50	養老川の表流水 を山倉ダムへ導 水し,郡本浄水場 で処理のうえ給 水する。
五井姉崎	佐倉市の一部の 区域並びに市原 市のうち五井南 海岸,千種海岸及 び姉崎海岸の区 域並びに市原市 及び袖ヶ浦市の 地先の海面に造 成された土地の 区域	401,760	31	396,150	17.5	S 42. 3 一部 45. 4 全部	印旛沼開発 5.00	印旛沼の表流水 を取り入れ,佐倉 浄水場で処理の うえ給水する。
房総臨海	茂原市の区域並 びに千葉市,木更 津市,佐倉市,市 原市及び袖ヶ浦 市の一部の区域	172,800 (280,000)	72	142,372	53.0 (34.0) 経営 負担金	S 61. 4 一部	川治ダム 1.311 霞ヶ浦開発 0.849 (未 定 1.34)	利根川の表流 水を長柄ダムへ 導水し,袖ヶ浦浄 水場で処理のう え給水する。 一部は袖ヶ浦 浄水場皿木分場 で処理のうえ給 水する。
木 更 津 南 部	木更津市並びに 君津市及び富津 市の一部の地先 の海面に造成さ れた土地の区域	206,000	18	204,458	24.0	S 44. 4 一部 48. 4 一部 H 1. 4 一部 2. 4 全部	豊英ダム 1.06 郡ダム 1.24 小糸川総合運用 0.27	小糸川及び湊川 の表流水を取り 入れ,人見浄水場 で処理のうえ給 水する。
北 総	成田市並びに山 武郡芝山町及び 横芝光町の一部 の区域	1,600	6	535	45.0	H 5. 9 全部	地下水 0.02	取水井5カ所(空 港南部3井,横芝 2井)から取水し 給水する。
計		1,150,560 (1,261,560)	延べ282	1,095,287			14.35	

注1 給水区域は,千葉県工業用水道条例に基づくものである。

2 給水能力欄の()内は全体計画である。

3 旧東葛地区(期)及び房総臨海地区については,料金のほかに経営負担金を徴収している。
(旧東葛地区(期)41円/m³,房総臨海地区34円/m³)